補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 昭和三十年法律第百七十九号 (抜粋)

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の 事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若 しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更 することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分 については、この限りでない。

## 第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

- 第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用を し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した 条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金 等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 <u>各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す</u>ことができる。
- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金等の返環)

- 第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、 補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されていると きは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 <u>各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合に</u> おいて、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定め て、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の 規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めると ころにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応 じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間につい ては、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加 算金を国に納付しなければならない。 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

- 第二十一条 <u>各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しく</u> <u>は延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。</u>
- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱 令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知 (抜粋)

(指導等)

第34 事業実施計画調整者は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。